

ながと版総合ECサイト 運営規程

(定 義)

第1条 この規程は、ながと版総合 EC サイト（以下「EC サイト」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運 営)

第2条 EC サイトの運営については、仙崎地区交流拠点施設の指定管理者（以下 EC サイト運営者という）が行うものとする。

(営業日)

第3条 EC サイトの運営日は年中無休とする。但し、システムメンテナンス等必要に応じて EC サイト運営者により休業日とする場合がある。

(営業時間)

第4条 EC サイトの運営時間は 24 時間とする。但し、システムメンテナンス等必要に応じて EC サイト運営者により変更する場合がある。

(販売方法)

第5条 EC サイトでの販売方法は、1 個又は 1 セット単位の受注発注販売方式を原則とする。

(出品者登録)

第6条 出品者はながと版 EC サイト出品登録（以下、EC サイト出品登録）を行わなければならない。

(出品者登録書類)

第7条 出品者になろうとする者は、EC サイト出品登録に伴う次の書類等を EC サイト運営者に提出しなければならない。

- (1) ながと版総合 EC サイト出品者情報登録書（別記様式 1）
- (2) ながと版総合 EC サイトに係る商品提案書（別記様式 2）
- (3) 出品商品の生産履歴書（農林産品のみ）
- (4) 保健所による施設許可証の写し（加工品等製造の場合・出荷品ごとに提出）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、EC サイト運営者が必要と認める書類

(出品の終了)

第8条 EC サイトへの出品を終了しようとする者は、ながと版総合 EC サイト販売停止届（別記様式 4）を EC サイト運営者に提出しなければならない。

(罰則等)

第 9 条 EC サイト運営者は、出品者が次の各号に該当した場合に指導、勧告、出品停止等の措置を講ずることができる。

- (1) ながと版総合 EC サイト運営規定等、関係法令に違反した場合
- (2) EC サイト運営の妨げとなる行為を行った場合
- (3) EC サイト運営者の指示・指導等に従わない場合
- (4) その他、公序良俗に反する行為を行った場合

(販売品目)

第 10 条 EC サイトで販売する商品は次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法、農薬取締法、食品表示法、JAS 法等の法規に基づいた商品で、市内で自ら生産した農林水産物及び、自ら生産した農林水産物を使用し製造された加工品。
- (2) その他、EC サイト運営者が必要と認めたもの。

(搬入・発送)

第 11 条 商品の納品は、次の事項を厳守し行うものとする。

- (1) 出品者は商品の出品や納品等において、EC サイト運営者の運営方針や運営規程、関係法規や行政官庁の指導・指示を遵守すること。
- (2) 搬入時間は原則として午前 9 時から午後 5 時までとし、受注より 3 日以内（運営者が休業日の場合は翌営業日）に運営者指定の場所に搬入することとする。
- (3) 商品の EC サイト掲載方法は EC サイト運営者が決定するものとする。
- (4) EC サイト運営者は、指定のラベルが法規に従い適正に貼り付けられているか確認するものとする。
- (5) 商品発送の際に EC サイト運営者による検品は行わない。出品者の責任をもって商品の搬入・包装等を行うものとする。
- (6) EC サイト運営者は、管轄保健所において許可を受けた施設で製造・加工された商品であることを確認するものとする。
- (7) 出品商品の品目や規格は原則自由とするが、円滑な販売・運営を行うため EC サイト運営者が指導・指示をすることができる。
- (8) EC サイト運営者は、商品に傷み・腐敗・生産上の不備・包装の不良等、安全性に懸念等があると判断した場合は、その商品の販売を中止するものとする。
- (9) EC サイト運営者は、EC サイト運営者の責に帰することのできない理由で発生した損害については一切の賠償をしないものとし、一次対応以降のクレーム対応等、購入者への対応は出品者が行うものとする。

(手数料)

第 12 条 EC サイト運営者は、商品の掲載に当たり必要に応じて写真撮影料・コメント作成料等の費用を徴収する場合がある。

(販売価格)

- 第 13 条 (1) 販売価格はサイト管理費・納品価格・配送料等を踏まえ、EC サイト運営者が決定する。
- (2) 出品者は、販売価格決定通知書（様式 3）にて通知された決定額を否認することができる。但し、この場合 EC サイトへの掲載は行わないものとする。

(精 算)

- 第 14 条 精算は原則として、月末締め翌月末払いとし（金融機関が休業日の場合はその前営業日）、指定口座に振り込むものとする。振込手数料は、出品者の負担とする。

(その他)

- 第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和 4 年 3 月 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。